

# 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン②イ(iii)」

## 方針決定の流れ（イメージ図）

意見交換 資料-2 参考1  
2 9 . 3 . 2 2

人生の最終段階における医療およびケアについては、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として進めることが最も重要な原則



患者の意思が  
確認できる

患者と医療従事者とが十分に話し合い、  
**患者が意思決定を行う**

人生の最終段階における  
医療とケアの方針決定

十分な  
情報の  
提供

家族が患者の  
意思を推定できる

**患者の推定意思を尊重し、**  
患者にとって最善の治療方針をとる



患者の意思が  
確認できない

患者にとって最善の治療方針を、  
医療・ケアチームで慎重に判断  
(※家族がいる場合は十分に話し合う)



・ 家族が患者の  
意思を推定できない  
・ 家族がいない

・ 病態などにより  
医療内容の決定が困難  
・ 家族の中で意見が  
まとまらないなどの場合

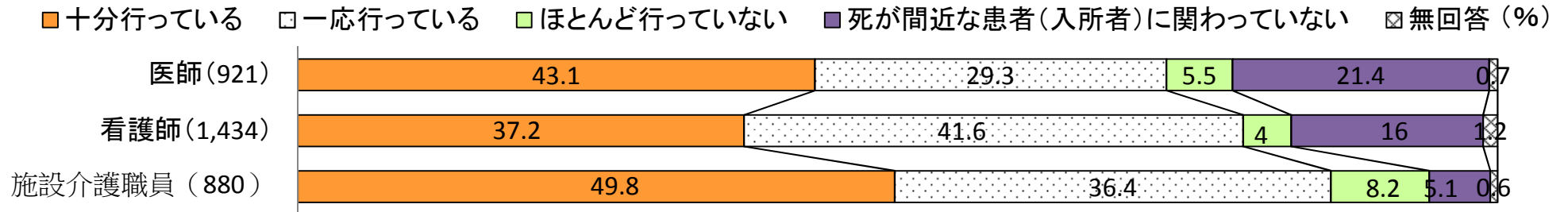
→ **複数の専門家で構成する  
委員会を設置し、  
治療方針の検討や助言**



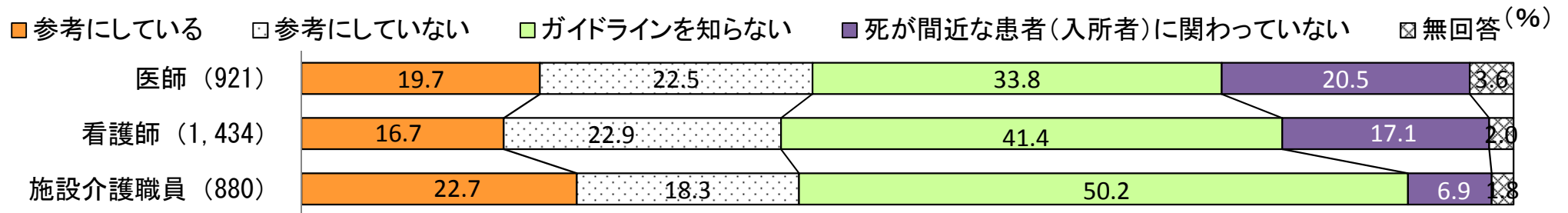
# 人生の最終段階における医療に関する意識調査結果（平成25年②月③）

意見交換 資料-2参考1  
29.3.22

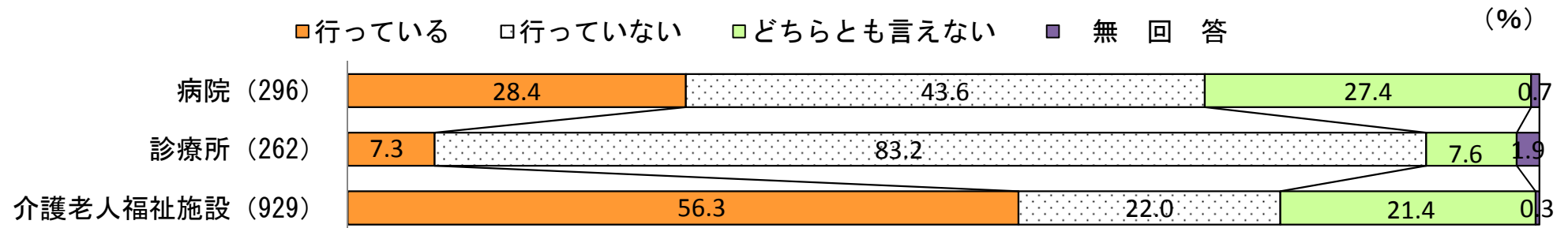
## ■ 患者（入所者）との話し合いの実態



## ■ 「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」の利用状況

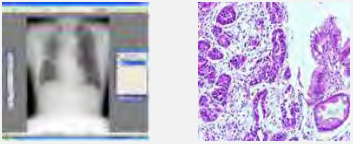




## ■ 職員に対する終末期医療に関する教育・研修の実施状況



出典：人生の最終段階における医療に関する調査（平成25年）

## 現行の診療報酬上の評価

	診療形態		診療報酬での評価
<b>医師対医師 (D to D)</b>	情報通信機器を用いて画像等の送受信を行い特定領域の専門的な知識を持っている医師と連携して診療を行うもの 		<b>・遠隔画像診断/遠隔病理診断</b> 他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、その読影・診断結果を受信した場合
<b>医師対患者 (D to P)</b>	情報通信機器を用いた診察	医師が情報通信機器を用いて患者と離れた場所から診療を行うもの 	<b>・電話等による再診</b> 患者の病状の変化に応じ療養について医師の指示を受ける必要の場合であって、当該患者又はその看護に当たっている者からの医学的な意見の求めに対し治療上必要な適切な指示をした場合
	情報通信機器を用いた遠隔モニタリング	情報通信機能を備えた機器を用いて患者情報の遠隔モニタリングを行うもの 	<b>・心臓ペースメーカー指導管理料 (遠隔モニタリング加算)</b> 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合

## 改定の方向性

- 遠隔診療について、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、次期診療報酬改定で評価を行う。

## 遠隔診療について、例えば以下の点から評価の在り方を検討。

- 遠隔診療の適用については、患者の状態等を踏まえた個別判断が必要と考えられるため、一定程度の受診期間等を求める必要があるのではないか。
- 遠隔診療における医療の質を確保する観点から、例えば事前の治療計画の作成・患者同意の取得等を求める必要があるのではないか。 など

### 遠隔診療：かかりつけ医による効率的な医療の提供

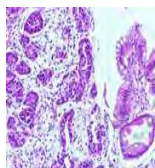
- 最新の技術進歩を取り入れることで、**医療の質や生産性が向上するよう、診療報酬上の評価**を行っていく。
- 例えば、対面診療と適切に組み合わせて提供することで、**かかりつけ医による日常的な健康指導や疾病管理が飛躍的に向上**。慢性疾患の重症化予防等の領域で活用。

画像の質の向上等の技術進歩

#### 診療報酬における評価

[医師対医師]

例) ・遠隔画像診断 ・遠隔病理診断



[医師対患者]

例) 心臓ペースメーカー等の遠隔モニタリング

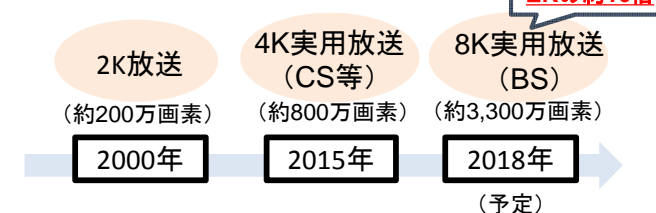
更なる技術革新  
提供サービスの多様化

2018（平成30）年度改定に向けて、**診療報酬上の評価**。

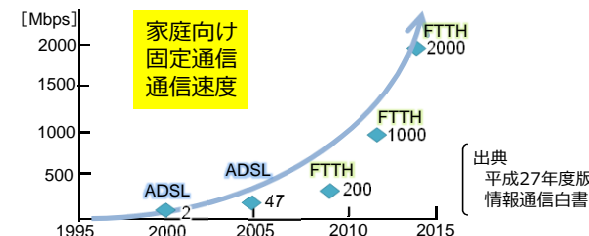
- (例)
- ・オンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病患者の効果的な指導・管理
  - ・血圧、血糖等の遠隔モニタリングを活用した、早期の重症化予防

さらに有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020（平成32）年度以降の改定でも更に反映。

#### [解像度の向上]



#### [データ転送速度の向上]



### 介護ロボット：厚労省が現場とともに「受け身」から「攻め」の開発へ転換

- 現場主導の開発と普及の加速化により、**利用者の生活の質の維持・向上**と**介護者の負担軽減**を実現する。

#### 厚労省

【ロボット開発の司令塔】  
現場ニーズの蓄積・  
開発のコーディネート

#### 【現場主導の開発への転換】

##### ■利用者・介護者双方の視点で開発スタート

- 企業・現場関係者が協議する10の開発プロジェクト

#### 【普及の加速化】

##### ■導入支援の進展と導入効果の実証・評価

- 約5000事業所に約50種類のロボットを導入済 (例) 見守り、移乗支援等のためのロボット
- 利用者の生活状況の把握を中心に効果実証

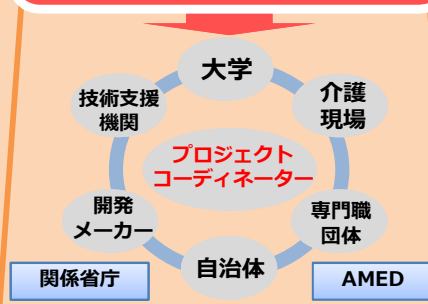
開発と普及の好循環

##### ■企業主導から現場主導の開発へ転換

- 現場ニーズと開発シーズをつなぎ、プロジェクトを強力に牽引する「プロジェクトコーディネーター」を育成・配置
- 2018年度からの新たな開発戦略を検討

##### ■さらなる導入と活用の促進

- 実証結果を踏まえ、2018（平成30）年度介護報酬改定等での評価
- 導入経費の支援等



新

新

**未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）（抄）****I Society5.0に向けた戦略分野****1. 健康・医療・介護****(2) 新たに講ずべき具体的施策****③・AI等のICTやゲノム情報等を活用した医療**

遠隔診療について、例えばオンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病患者への効果的な指導・管理や、血圧・血糖等の遠隔モニタリングを活用した早期の重症化予防等、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、次期診療報酬改定で評価を行う。更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020年度以降の改定でも反映させていく。